

令和6年9月18日

「第13回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」提出資料

オンラインギャンブル等に対する意見書

ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

委員 野崎史生

(日本司法書士会連合会 副会長)

意見の趣旨

- 1 公営競技事業者に対し、合法オンラインギャンブル等（公営競技）について、オンライン投票の禁止、あるいは、厳格な規制の導入を求める。
- 2 違法オンラインギャンブルに対し、警察による取締りを強化すること、国は摘発に必要な法改正を検討することを求める。

意見の理由

近年、スマートフォンアプリ等を利用したインターネット投票の導入により、平成29年頃には公営ギャンブル全体の約半数程度であったインターネット投票の利用者数は、令和4年頃には全体の約8割にも増加し、公営ギャンブル全体の売上額も平成29年頃に比べ、令和4年頃には約2倍に増加している。

オンラインにより投票券が気軽に購入できるようになったことで利用者数が増加し、違法合法を問わず、オンラインギャンブル等が身近になっていることが要因と考えられる。

オンラインによるギャンブル等は誰でもいつでも安易に利用が可能であり、今までギャンブル等とは無縁であった者でも気軽に始めてしまうことができ、クレジットカード等のオンライン決済を利用することにより、短期間で多額の損失が生じることもある。

中にはギャンブル等依存症となり、多額の負債によって家族だけでなく、友人や会社の同僚等との人間関係を損なうことも少なくはなく、ギャンブル等依存症の相談や患者数も増加傾向にあることから早急な対策が求められている。

1 公営競技に対する規制について

スマートフォンアプリ等によるオンラインサイト等を利用した合法オンラインギャンブル（公営競技）は、従前から行っている利用者の保有する銀行口座を紐づけする方法やクレジットカード決済、キャッシュレス決済、キャリア決済等、事実上の借金ともいえる決済方法による利用が可能だが、公益性を有する公営競技としての性格上、借金による利用は認められるべきではない。

また、公営競技事業者には、利用者のインターネット投票の上限を設定することや、CMについて放映時間や内容を規制することを求める。

2 違法オンラインギャンブルに対する規制強化について

違法オンラインカジノについては、警察の取締り強化により、日本国内の事業者が摘発される報道がなされている。海外のサーバーを経由して日本国内でカジノ事業を行っている海外のオンラインカジノ事業者についても、利用者が日本国内でカジノを利用している以上、違法であることは言うまでもない。しかし、そのような事業者は、海外のサーバーを利用していることから、その国の法が適用されると主張しており、公然と違法ギャンブルが行われている実態がある。

そのため、刑法の解釈上の疑義が生じないように法改正も検討すべきである。